

本道における鉄道網の重要性等の発信事業委託業務
企画提案指示書

1 委託事業名

本道における鉄道網の重要性等の発信事業委託業務

2 業務の目的

本道の鉄道は、積雪寒冷の厳しい気候のもと長大な路線を抱えていることに加え、走行が多い貨物列車の運行に係る設備投資や修繕費が大きな負担となっているなど他地域にはない特殊な事業環境にあるとともに、観光立国や食料安全保障、国土強靱化の実現など北海道が我が国の発展に貢献するための交通ネットワークの形成といった国家戦略的な観点から、要な役割を担うことが期待される。

そうした中、鉄道網の維持・活性化に向けては、国民の認知や支援の必要性の理解が不可欠であることから、道内の線区の置かれている状況や重要性、役割、特徴等を発信することで、持続的な鉄道網確立に向けた国民的理解の促進を目的とする。

3 委託業務

(1) 鉄道網の重要性等の周知用特設WEBサイトの作成

道内各線区の特徴や地域における役割等を周知するため、北海道鉄道活性化協議会のホームページからのリンク先となる特設WEBサイトを作成すること。

なお、特設WEBサイトの作成にあたっては、下記ア～クに留意すること。

ア JR北海道の各線区の基本的特徴（場所、総延長、走行列車など）やJR北海道が発表した「単独では維持困難な線区」、国からの監督命令と地域の取組の必要性など、道内の鉄道網の置かれている状況について記載すること。

イ 道内路線図により各線区を紹介するなど、視覚的にわかりやすいデザインにすること。

ウ 特設WEBサイトは、サイト訪問者が興味をもって各線区を紹介を閲覧するような工夫を行うこと。

エ 令和3年度以降も柔軟にコンテンツを追加することができるなど、編集が容易な仕様とすること。

オ 特設WEBサイトには、同協議会が作成している既存のWEBサイトを紹介すること。

<北海道鉄道活性化協議会で作成したWEBサイト>

・北海道活性化協議会公式WEBサイト <http://www.hokkaido-rail-k.jp>

・「フレ！フレ！鉄道」北海道鉄道応援特設サイト <https://furefuretetsudo.jp>

カ 動画の制作

各線区を紹介のうち、特徴的な路線について、その重要性や特徴、歴史、地域における役割等を紹介する動画を制作し、掲載すること。

なお、制作にあたっては下記（ア）～（ウ）に留意すること。

(ア) 制作本数等

4本以上の動画を制作すること。

なお、作成する動画の長さや構成については、本業務の目的を達成するための効果的な提案を行うこと。

(イ) 動画の内容

制作する動画は、当該線区の歴史（発展の歴史、今の形に至る経緯など）、役割や重要性（国土保全や地域間交流における重要性、生活・観光利用や貨物輸送において果たす役割など）について紹介する内容とすること。

（ウ）二次利用

制作した動画は少なくとも令和5年度末まで二次利用を可能とすること。

キ 根拠資料の提出

制作物の提出にあたり、データや史実などの情報は、その根拠となる資料（写し可）を併せて提出すること。

なお、根拠資料は、インターネット上の資料は不可であること（公的団体またはJR北海道の公式サイト上の情報、及び、電子化された書籍の情報を除く）。

ク 制作上の留意事項

（ア）過去の写真や映像の利用、アニメーションの活用、ストーリー仕立てとするなど、普段道内の鉄道に接する機会のない人でも興味を持てるよう工夫をすること。

（イ）動画の作成に加え、本業務の目的に沿うコンテンツ（VR技術の活用など）について提案を行っても構わない。

（ウ）制作する動画内で使用する著作物の引用又は転載にあたっては、著作権関連法令を遵守すること。その他、引用にあたり必要に応じて著作権者に承諾を取るなど適切に対応すること。

（2）各種広告媒体を活用した道内外へのプロモーション

鉄道網の重要性について、国民的理解の促進を図るとともに、上記（1）の特設WEBサイトを周知し、動画の視聴回数を増やすため、各種広告媒体を活用した道内外へのプロモーションを行うこと。

ア 広告媒体の選定

車体広告、デジタルサイネージ、SNSなど注目度が高い広告媒体を選定し、それらを複数組み合わせるなど、知恵と工夫を凝らした効果的なプロモーションを提案することとし、その数量、設置箇所などを広告媒体の活用方法と併せて提案すること。

イ 実施回数

選定した広告媒体毎に、それぞれの特性に応じた効果的な回数を実施すること。

ウ 実施時期及び実施期間

各広告媒体の特徴や下記エの内容を考慮の上、効果的な時期又は期間を設定して広報すること。

エ 特設WEBサイトへのアクセス回数

上記（1）の特設WEBサイトへのアクセス回数の目標値（少なくとも3万回以上）を設定し、目標達成に向けたプロモーションを行うこと。また、プロモーションの実施後、その広告効果について検証を行うこと。

（3）実施報告書の提出

上記（1）～（2）について実施結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）5部及び電子媒体一式を納品すること。

（4）その他

実施にあたっては、PR効果を高めるため、交通事業者や関係団体等と積極的に連携・協働を図ること。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

5 予算上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

7 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：米田）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線23-845）
011-204-5333（ダイヤルイン）

FAX 011-232-4643

8 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和3年8月11日(水) 15:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

ウ 提出場所

7に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

9 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和3年8月24日(火) 15:00(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(3) 提出場所

7に同じ

10 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

11 その他

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。

(3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

(4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社等)により行うものとする。